

鳥羽市文教産業常任委員会会議録

平成 2 9 年 8 月 2 日

○出席委員

委員長	尾崎 幹	副委員長	河村 孝
委員	片岡 直博	委員	山本 哲也
委員	木下 順一	委員	中世古 泉
委員	世古 安秀		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・小竹教育長、世古教委総務課長、榎生涯学習課長、上村補佐、村田社会教育係長、
豊田主査

○職務のために出席した事務局職員

書記 中山 真緒

(午前10時41分 開会)

○尾崎 幹委員長 本委員会に引き続きお疲れさまです。

ただいまから文教産業常任委員会を再開します。

本委員会に付託された案件は、議案第13号、鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例の制定についての1件であります。

これより議案の審査に入ります。

それでは、議案第13号、鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例の制定について、担当課長の説明を求めます。

教育長。

○小竹教育長 引き続きありがとうございます。よろしくお願いいたします。

市長の挨拶の中にもございましたけれども、本年3月に取得、ご同意いただきました海の博物館の用地、それから施設の運用につきまして、本日は設置条例案を提出させていただきます。何とぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

この以後につきましては、担当のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○尾崎 幹委員長 上村課長補佐。

○上村課長補佐 生涯学習課、上村です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書のほうの2ページからでありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例の制定について説明させていただきます。

まず第1条で、地方自治法及び博物館法の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

第2条では、博物館の設置目的を定めています。その内容は、博物館として資料を収集し、保管・展示し、市民の利用に供し、教育等に寄与することとしています。

第3条の名称及び位置については、従来どおりの名称を継続使用し、「鳥羽市立海の博物館」とし、所在地を鳥羽市浦村町1731番地68に規定します。

第4条では、海の博物館で行う事業を定めています。第1項第1号から第5号については、博物館としての主業務である資料の収集、保管、展示公開や講演会の実施や他の博物館との連携を規定し、第6号で飲食・物販に関する事項を、第7号においては、本市の主産業である水産業や観光業の振興を目的とした事業を行うことを記載しています。第8号で、アートに取り組むことを規定しています。このアートの振興に取り組むことを、失礼しました。海の博物館の建物景観を生かしたアート作品の展示などを考えております。

続いて、3ページをお願いいたします。

第5条では、博物館として必要な館長や学芸員、その他の職員を置くことを規定しています。

第6条から第10条に関しましては、開館時間や入館料、施設の使用料や資料の使用料を定めています。

8ページをごらんいただきたいと思います。

8ページの別表第1では、第6条関係の開館時間を規定し、3月から11月までの開館時間と12月から2月までの開館時間を設定しております。別表第2で、第7条関係としまして休館日を規定しています。別表

第3においては、第8条の入館料を規定し、個人入館料及び団体入館料等を定めるほか、備考欄で区分の説明や未就学児の料金、障害者手帳を提示された方の料金を定めています。なお、料金の減免については、施行規則で定めていきます。

9ページをお願いいたします。

別表第4では、第10条の会議室等の諸施設の使用料を規定し、備考欄において冷暖房料や映像ホールにおける機器類の使用料と観覧料等を徴収する場合の使用料を規定しています。別表第5では、第10条関係の特別利用の使用料を定め、映像や画像の使用料を規定しております。

では、4ページのほうへお戻りいただきたいと思います。

第11条では、資料の館外貸し出しを規定し、貸し出し先を限定しております。

第12条では、減免を定めていますが、詳しくは施行規則で定めていきますが、市内の小中学生が学校教育活動の中で利用する場合は免除するなど、規定としていきます。

第13条では、入館料の還付について規定しております。

第14条につきましては、入館及び使用の制限を規定しております。内容は、入館や使用により公序良俗に反することや施設設備等を損傷するおそれがあるときなどの制限について規定しています。

5ページをお願いいたします。

第15条では、権利譲渡の禁止を規定し、許可の譲渡や転貸しを禁止しています。

第16条では、許可の取り消しを規定しております。条例や規則に違反したり、許可条件に違反した場合、不正な手段で許可を受けた場合などを規定しております。

第17条については、利用終了時や許可を取り消された場合など、原状回復の義務を規定しております。

第18条では、入館者等が資料や設備を損傷した場合等について、損害賠償を規定しております。

第19条では、博物館の運営協議会の設置について定めています。この運営協議会は、教育委員会に意見提案などを述べる機関として設置するものであります。

6ページをお願いいたします。

第20条は、指定管理者による管理について定め、同条第2項で指定管理者の行う業務を規定し、第3項では、指定管理で行う場合の読みかえについて規定しています。読みかえについては、教育委員会を指定管理者と読みかえる条項や、「教育委員会が必要と認めたときは」を「指定管理者が必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て」と、また「教育委員会」を「教育委員会及び指定管理者」と読みかえるものがあり、各条項を定めているものでございます。

第21条では、博物館の管理を指定管理者に行わせる場合において、入館料や利用料などの料金を指定管理者が収受することについて規定しております。第3項では、利用料金の額に関して、規定の範囲内で指定管理者が教育委員会の許可を得て定めることを規定しております。第4項で「入館料」、「使用料」などの用語について、「利用料金」と読みかえる規定としております。

第22条では、この条例の施行に関し、教育委員会規則で定めるものと規定しております。

附則では、この条例の施行日を10月3日としております。

以上、説明とさせていただきます。

○尾崎 幹委員長 担当課長の説明が終わりました。

それでは、議案第13号についてご質疑はございませんか。ございませんか。ご質疑ないんですか、ありませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 先ほどの戸上議員の議案質疑の質問にもあったように、博物館法の根拠として、公立の博物館の設置を目指す、それに関する管理の条例ということなんですけれども、そもそも論として、なぜ公立の博物館を目指すのかということ、要するにもう今現在は、海の博物館というのは市が管理する前、今自主運営してもらっていますけれども、私立の博物館で登録博物館ということですから、それが今度、公立の登録博物館を目指すという説明があったかと思うんですけれども、前回の全員協議会でも、なぜ公立の博物館にするかという理由づけ、また公立であることと私立の違い、メリット、デメリットいろいろあるでしょうから、その辺を説明していただけますかね。

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 公立の博物館とするというスタートのところは、去年の9月からのところからさかのぼっていきますけれども、これまで民間で運営していた東海水産科学協会、こちらのほうが……

○尾崎 幹委員長 民間じゃないやろ。公益財団やに。

○榎生涯学習課長 公益財団法人。

○尾崎 幹委員長 公のものやに。

○榎生涯学習課長 はい、公益財団法人東海水産科学協会……

○尾崎 幹委員長 そこがまず間違っておったらいかんのやに。そんないいかげんなこと言うておったらいかん。

○榎生涯学習課長 はい、26年度から公益財団法人になっております。そちらのほうは9月のほうに市のほうに申し入れがあったところから、これまでの経緯をたどってきております。いろいろと博物館のほうの状況を見ておりますと、収蔵物がかなり貴重なものがたくさんある中で、これらの資料というものが、これから経営ができなくなるという中で、せっかく貴重な文化財がありますのに、それが散在していくというおそれがある中で、3月には一旦はその土地・建物を購入させていただいて、博物館としてこれらの貴重な収蔵物を守っていきたいというふうに考えをお示しさせていただきましたところでございます。これらの部分を公立、市のほうで持つことによって公立という形の博物館を運営していきたいというので、これまでご提案させていただいております。

公立博物館としていくためには、先ほどの質疑でもありましたように、博物館法にのっとったことも考えていかなければならないんですけれども、市の状況というのもございますので、そちらのほうも考えながら、現行の運営の中で、今回、市として公立博物館をこのようにしていきたいという設置条例案を出させていただいたというところでございます。

○尾崎 幹委員長 河村委員。

○河村 孝委員 私はもともとこの博物館というのは公立化するべきではないという持論を持っていて、私立の博物館でいく、しかも登録博物館ではなくて博物館類似施設でいいと、そういうハードルでいいという持論を持っていますので、その辺の質問をさせていただきました。

先ほどの質問にもあったように、公立の博物館にするということは、博物館法上の精神、第23条、入館料を徴収してはならない。ただし書きとして運営をする上でという、こういう書き方をしてあるということは、実際のところ古臭い言うたら悪いけれども、昭和26年に施行されて、20年には改正されていますけれども、その博物館の縛りができるわけですよ、博物館法上の。この状態で入館料を今後いじりながら黒字を目指して、しかもその施設が運営していくという方向に目指せるというふうにお考えですかね。

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 入館料につきましては、これまで市立の博物館としての、公立の博物館としての運営の実績のない中で、東海水産科学協会のほうがこれまで運営してきた部分を参考に、収支の状況も見させてもらっている中で、これまでの運営形態を参考にさせてもらいながら、市立博物館、公立の博物館として運営していく費用等を計算させていただいております。

その中で、この博物館法上の公立博物館として運営していくわけですが、一旦はその実績に基づいた、市として指定管理をしていく部分だけを予算計上させていただくような形で、ただしその現行の今回条例で告示させてもらっているのは、入館料、それから定休日とか、開館の時間とか、そういうものも一旦引き継いだ中での執行、業務の継続をさせていただきたいという中での提案です。これから入館者数を伸ばすとか、例えば1人当たりの個人消費額を上げる、こちらのほうについては、上昇していく方向で目指していきたいというふうに考えておりますので、そこで議論の中で入館料が現行よりも下げられるような状況であるならば、こちらの目線も、入館料を改定していく目線も考えていきたいというふうに考えております。

○尾崎 幹委員長 河村委員。

○河村 孝委員 その考え方が私とは根本的に違うと。鳥羽市はそこに赤字補填をするような余裕は現在ないんですよ、将来の財政的に考えてみたときに。財政的に余裕があって、そういうことも必要だよということであれば、そういう方向性を目指して、教育施設としての側面も持ちながら公立の博物館を運営していくという考え方には大賛成であるんですけども、将来的な財政を考えたときに、その赤字を補填するだけの体力が現在の市には僕はないと思っていて、ここはどこまでいっても民間の企業に委託をして、黒字化を目指さなきゃならない。何ならもうけてもらわなきゃならないというふうに考えています。

この博物館法にのっとった考え方でいくと、指定管理料、じゃ万が一、現在持ち出す方向で考えていると思いますけれども、じゃ万が一、黒字になった場合に、そこは博物館法の縛りで、もうけ過ぎたらだめですよというものがあるわけですから、それ以上もうけることができないわけですよ。黒字化の施設を目指すことがはなからできなくなるわけですよ、公立の博物館ということは。だから私立の博物館、しかも登録博物館。登録博物館と博物館類似施設の違いは、課長、何ですか。博物館法上の登録博物館と第3番博物館類似施設の違いは何ですか。

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 博物館法上の一般的な違いは、館長の設置であったり学芸員の設置、それから開館日数、ここで登録博物館、博物館類似施設、博物館相当施設というような分類でされております。

○尾崎 幹委員長 河村委員。

○河村 孝委員 じゃ博物館類似施設というのは、何ら縛りか、ほかに何かありますか。

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

(「あ、いいです、いいです、はい、委員長」の声あり)

○尾崎 幹委員長 河村委員。

○河村 孝委員 ないんですよ。だからこそ、最初のスタートというのは下げておくべきだと、そこでいいんですよ。それで、鳥羽市に財政的に余裕ができれば、登録博物館なり公立博物館に変えていけばいいんです。何も最初のスタートを高いハードル、公立の博物館、登録の博物館というところを、最初からそこに構える必要は何もなくて、課長、知っていると思いますけれども、登録博物館、その150日の規定、館長、学芸員、そういうものを違反したらどうなりますか。

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 登録取り消しという形で都道府県に登録していただくことになりますので、条件を満たした中での登録という形になります。

○尾崎 幹委員長 河村委員。

○河村 孝委員 そういうことなんですよ。違反すれば登録博物館類似施設に、またそこからスタートなんですよ。でも、用意ドンのスタートは、僕はそこでいいんやというふうに思っておって、生涯学習課、教育委員会が所管をしてやる以上、こういう設置条例をつくらないかんという意味もわかるし、公立の博物館を目指しますと、社会教育法がある以上、公立の博物館でやって、教育施設も目指さなきゃならないという考え方もよくわかります。よくわかるけれども、根本的な考え方が僕とは違うように思います。それだけの余裕は、今の鳥羽市には僕はないと、将来の財政的にもないと思うんだけど、教育長、どうですか、考え方。

○尾崎 幹委員長 教育長。

○小竹教育長 確かに委員おっしゃるとおり、大変厳しい中で市立化をさせていただいたというふうに思っております。ただ、本年3月の時点で社会教育施設としての購入、それを教育委員会が受けて社会教育施設、すなわち博物館としての道筋を私たちはたどったわけですが、市長の話の中にもありましたが、これはもう教育委員会だけでなく、市、全庁でこれをフォローしていく、カバーをしていくということによって、新しい方向性が出てくるというふうに私は考えております。

○尾崎 幹委員長 河村委員。

○河村 孝委員 3月の話が出たんで、そのとき教育長はまだ教育長ではなかったんで、話を説明させていただくと、教育長の立場から言いにくいでしょうけれども、3月の時点でそれまで運営されていた財団が財務的に行き詰まった結果、貴重な文化財の散財のおそれが出たんですよ、あの時点で。その文化財を保護しなきゃならないということで、緊急性を持って土地開発基金で先に取得にかかったわけですよ。そういう経緯なんですよ。だから、その3月の時点から社会教育施設ありきで進んでいたはないです。緊急性を持って、あの時点での議会にはそういうところで、各議員さんもそういう思いがあって、これは保護せないかん。万が一それがどこかに売り飛ばされたりだとか、差し押さえを食らったりだとかということが出てしまうとだめやよなど。とりあえず保護せないかんよなというところからのスタートというのをわかっていたきたいなと。だから、そこから3月の時点で将来の計画性があるって、社会教育施設を目指すんやという計画性があるって、あそこを取得にかかったんじゃないというのは、ここはちょっとわかっておいていただきたいなと思います。

委員長、続けていいですか。

課長、公立の博物館を目指して指定管理料を出すと。先ほどの話の中で、私立に、この条例を設置した場合に、私立の登録博物館ではない博物館類似施設というのをこの条例でやれますか。運営の仕方ですね。

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 今回上程させてもらっている議案というのは、公立博物館としての設置条例議案になりますので、私立という考え方でこちらのほうを提案はしていないところでございます。

○尾崎 幹委員長 河村委員。

○河村 孝委員 じゃ私の提案していることは、この条例においてはできないと。私立の博物館類似施設はできないということですね、この設置条例では。

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 今の河村委員のご質問は、公立博物館として民間というか私企業がここを指定管理として運営するという意味合いではないということです。指定管理先が民間という考え方というのは、可能性があるということだけ申し添えておきたいと思います。

○尾崎 幹委員長 河村委員。

○河村 孝委員 そうなんです。だから、公立で指定管理者制度を使うかどうかは別にして、公立でなければ博物館法の精神に縛られないから、もうけてもらえるんですよ、民間の業者さんに。ただ、公益財団法人というのはまずいですけどね。公益財団法人というのは、税法上優遇がありますよね、法人税非課税ということ。ということは、市が投資をしても、公益財団法人が幾らもうけても、法人税としては鳥羽市には返ってこないということなんです。だから、株式会社であったり一般財団法人というところの利益を追求できる団体さんが指定管理者の中に入ってくるべきだというふうに私は考えている。

先ほどちょっと第23条の話なんですけれども、公立にするといい面もありますよね。国からの補助、ちょっと説明してください。

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 いい面というのは、国からの補助、そういう部分での支援が受けられるということですが、私ども、国からの支援というのを、これまでの文化財の行政をしていく中で、過度には期待はしていませんけれども、該当となるものを順次活用する中での事業というのを行っていきたいというふうには考えております。

○尾崎 幹委員長 河村委員。

○河村 孝委員 いや、そこを示してほしかったわけですよ。もう僕らは、はなから公立ありきではなくて、私立も含めた中で、あの文化財をどうやって活用していくかというスタンス、フラットなスタンスなわけですよ。そこで、今回公立化をして登録博物館を目指すという議案が出てきたわけやから、私立と公立のメリット、デメリットを比較したときに、なぜ公立のほうを選んだんやと。教育委員会がやるから、性質上、公立を目指さなあかんというスタンスはよくわかるんです。でも、私立でやるところと、公立でやるにもそういったメリットがあるということも、これを聞いている一般の人たちにもわかるようには僕は説明するべきやと、その比較を説明するべきやと思っておって、僕は詳しく調べていないんで、そこは人に聞いた話だけなんで、ちょっと

説明してほしい。

例えば、その博物館を生かした事業を展開するときに、博物館の運営だけじゃない、例えば教育旅行を企画するとか、そこを含めた活用をしていくときに、ほかの国のメニューで博物館に直接補助金をもらうことだけじゃなくて、ほかの国のメニューでそういったことを総合的に企画した場合に、何か取りに行けるメニューとかあるんですかね。

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 国のほうの事業名まではちょっと今お答えできないんですけども、ソフト事業とか、おっしゃるように体験学習とか、いろいろな企画展示であったりとか、そういう部分でのソフト面での支援というのがあるように、調べた中では……

○尾崎 幹委員長 ソフト面しかないの。

河村委員。

○河村 孝委員 ソフト面であってもそういったメニューが考えられるのであれば、これから立ち上げて、そういうメニューを探して取りに行くんでしょうけれども、今回こういうこともできますよと、こういうメニューもありますよというのをぜひ紹介してほしいかのように思います。

私ばかりしゃべっておってもあれなんで。

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 すみません、おくれまして。文化庁の助成金では、地域の核となる美術館、歴史博物館支援事業というようなこういうメニューがある中で、特にハード、ソフトなんですけど、ソフトが中心だと思いますけれども、有利な補助金もあるということです。これらのところも検討しながら、研究しながらいろいろな事業に活用していきたいと思っています。

○尾崎 幹委員長 河村委員。

○河村 孝委員 だから、私立の場合と公立の場合と比較して、そういうことを僕は言ってほしかった。実際、公立化することだけがだめだということではないですよ。そういうふうに取りに行けるメニューもあるし、総合トータルで比較しなきゃならない。でも今の鳥羽市の財政状況、将来の財政状況を鑑みたときに、今はこの時期ではないよねということなんです。

だから、厳しい言い方をすると、一旦文化財は保護できたわけやから、今すぐそれを公立の形、公立の登録博物館の形を整えて、今すぐそれをやらなきゃならないねということは、僕はないと思っておって、私立の博物館で類似施設というところからスタートを切って、指定管理者制度でもいいし、極端なことを言ったら生涯学習課じゃなくてもいいと思うんですよ。総務課が普通財産として買い戻して、それを一般の賃貸借契約でもいいと、それぐらいの柔軟性の発想を持って、ハードルを下げて、民間の業者さんが利益を追求できる、民間の業者さんが参入しやすい条件を整えると、それでいい企画提案を受けて、じゃ市と今、東海財団やってもらっていますけれども、そういう持っている知識と融合させて、3者でタッグを組んでできる道をぜひ模索していただきたいなというふうに思います。今、公立の博物館を目指すというところには、私は反対であります。

以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

はい。

○山本哲也委員 ちょっと話、整理させてほしいところが一つあって、3月の時点の先ほどの話があったと思うんですけども、確かに散在される、文化財が危険があったということなんですけど、僕の認識としては、それを買い戻す、防ぐ理由として、散在するだけが理由じゃなかったとおもっています。もちろんそれを買い戻す、買い取る、財産購入のときの部分として、その教育長がさきにおっしゃられたんですかね、社会教育施設としてという部分の頭はあったとおもっていますけども、今、多分、河村委員の言う言葉に対して何も返していないということは、その話は僕はあったとおもっていますけども、そういう話じゃなかったんですかね。そこはどうなんですか。

僕はそういう話があって、そういうふうな財産の取得に至ったというふうな頭で質疑もさせてもらったと思うんですけども、おるんですけども、ただその文化財が飛び散るのだけを防ぐだけが目的やったんかどうかというところは1個整理しておきたい話かなと思うんですけども、いかがですか。

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 きょうの質疑でも、市長のほうは3月のところはちょっと触れておりました。そこで、提案の第71号議案で上げた提案理由ですけども、文化の保存継承及び社会教育、産業振興等に資する海洋文化の発信拠点という、そういう視点でご提案をさせてもらった議案です。なので、この教育長が言ったその社会教育施設を博物館という形で利用させていただきたいというのが、ご説明もこれまでしてきたようなところでございます。

○尾崎 幹委員長 はい。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

あと、先ほどから河村委員といろいろ質疑応答の部分でもらっておったんですけども、私としては年間3万人ほど来ていただける社会教育施設というものは、すごく重要なものであるという認識がまず一つありますので、何とか継続して開館し続けられる体制をとっていただきたいというふうなのが一つあるんですけども、先ほど河村委員がおっしゃっておった内容のところ、一つ僕もちょっと教えてほしいんですけども、例えばその河村委員が私立化、私立化言うておっしゃられておったんですけども、多分、私立化というか、それはこの博物館として条例を制定せんと、建物とかという部分をうまく運用していってもらおうというところ、いいんですよ。私立化という、何かちょっと何となくニュアンス違うんかなと思うんですけども。

例えば、それをさせるにしても、させる場合にそうやってしてもらうに当たった場合、その行政側の負担とかというのは出てこないんですか。委託するなり、それこそ指定管理とかという部分で入るんやったら、それこそお金もかかってくるんかなとは思っていますけども、そういうお金のかからないやり方というのは、そういう場合はとれそうなのが想定されるのでしょうか。言うておることわかりますかね。例えば、河村委員が先ほどからずっと私立化させる、私立化でできひんのかという部分。じゃ、仮にこれが公立化の博物館の方法、手段をとらなくて、手法をとらずにそういうふうに行きましょうとなったときに、じゃ、やってくださいという誰かが手を挙げたとしますやん。私にやらせてくださいというふうにやらせてくださいと言うた方に対しては、行政から指定管理料とかという部分のお金を一切出さずに、もうけてもらえばいいというところの部分で運営を任せることはできるんですか。

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 これまでの経過の中で、たくさんの貴重な文化財があるという中で、それを守りたいと。市として、それを引き継いで博物館として運営していきたいという考え方の中でこれまで進めてきました。その中で、そもそも論の話の中で、博物館でなかったらとなったら、土地・建物の財産を普通財産としてというのが河村委員のおっしゃっていることなので、貸し付けであったりとか売却というような話になりますので、そこは私どもが考えている、これから進めていこうという博物館の考え方ではないということで、ご承知おきいただきたいというように思います。お金が……

○尾崎 幹委員長 そんな金持ち違うんやぞと言うとるんやぞ。

山本委員。

○山本哲也委員 財政が非常に厳しいのは重々よくわかるんですが、この辺が多分予算委員会とかになってくるんかもしれないですけども、こういう社会教育的な施設を持つということは、ある程度の支出部分というのは必ずしも発生してくる部分なので、そこまで触れるとあれなんですけれども、あれなんかなと思うんですけども。

○尾崎 幹委員長 いやいや、触れてもええよ。いかんもんはいかんと言うよ。

○山本哲也委員 難しいところかなとは思うんですけども、そこのバランスとかという部分が大事になってくるんかなとは思うんで、はい。

○尾崎 幹委員長 いいですか。

○山本哲也委員 はい、とりあえず今のところ。

あと、すみません、あとその戸上議員の議案質疑の質問ですとか、先ほども若干出たんですけども、この料金設定の部分あるんですけども、800円という変わらぬまま上げていただいておりますんですけども、前回、全協のときにも説明受けたときに、この辺は見直す余地があるところであるというふうな説明を受けたかなというふうなことを聞いたかなと思うんですけども、ここがそのまま乗っかってきておる部分というところで、別でという話があったかなと思うんですけども、この辺の扱いとか、その辺、どこまでどう考えてというところでちょっと聞かせてください。

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 先ほどの中で、現行の料金が800円という中で、それに伴う収入、支出等を見させていただいたものの中でこの10月以降の組み立てを考えております。その中で、一旦この800円というものを当面の間、設定していきたいというふうに考えております。条例上は、これは条例上の話ですけども、料金を定めるのは上限額という形で、これ以上は取れないよという中で上限額を一旦定めさせていただいたということでございます。

○尾崎 幹委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

あくまでもその上限額が800円ですよという認識で、その範囲内で、その運用の中で、例えば指定管理が先のところで決められる部分であるということの認識でいいんですかね。

ありがとうございます。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 運営協議会のメンバーの中に、先ほど私が言ったやっぱり集客、お客さんを寄せるための、鳥羽市の中でもノウハウを持った水族館とかミキモトとか、そういう事業者はおりますので、そういうノウハウを持った団体にも入ってもらおうと。そういう人たちからいろいろ聞いて今後の集客につなげていくというふうな、そういうことは考えられないですか。

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 今この案の段階ですので、これからまだ依頼、この議案を可決していただいたら、そのような形でいきますけれども、核となる委員さん以外も、経営の分野であったりとか展示の分野の中で、アドバイザー的な形でそのときの状況をご説明していただくなり、解説していただくことも考えていきたいというふうに考えております。それぞれの専門的な分野の中でのご意見もいただけたらなというふうには思っております。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 ぜひそういう民間の方々、ノウハウを持った方々にもぜひ入っていただいて、14名というふうな人数制限ありますけれども、別枠でまたいろいろ広げて、いろんな意見をいただいてしていただきたいと思えます。

(「委員長、1点だけ関連で挟ませて」の声あり)

○尾崎 幹委員長 はい、どうぞ。

木下委員。

○木下順一委員 第5条のところで、「博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。」となっていますけれども、必要な職員、そのあたりはどのような職員を考えておられるのか、まず1点お聞かせを願いたいと思います。

○尾崎 幹委員長 上村補佐。

○上村課長補佐 このその他必要な職員というのは、もう事務系の職員と、あと現場で従事できるような職員を考えています。

○尾崎 幹委員長 木下委員。

○木下順一委員 それで、今、世古さんが言われたようなことで、ここへ例えば入館料をふやすための、そういうふうな集客にたけた方、例えば修学旅行、最近減っていますけれども、そういう修学旅行先、来ていただくのにたけた方とか、そういう方を職員に入れて、そういう職員を選ぶ自由度というのはないのかな。ちょっと提案的にもなっていますけれども、そういう方を入れられると集客につながっていくんでないのかなと、こう思ってますんやけども、そのあたりいかがですか。

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 当面10月からのスタートの時点では、まだそこまでのことの対応はできてはおりませんが、体験学習というところは、海の博物館はかなり特徴的な施設である、それと地元とかで連携して浜とかも活用した、海の博物館の近くにそういう現場、浜などのフィールドがあるようなところで、ちょっと恵まれた環境にある、そういう中での体験学習というのが、非常に特徴的な場所にありますので、そこを伸ばしていくとなったときには、今の人数でできないとなったときに、採算のほうを考えながら人数を配置していく、必要な人

員を配置していく、それにたけた人をお願いしていくということが必要になってくるというふうを考えております。

○木下順一委員 関連、以上でよろしいです。

(「委員長」の声あり)

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 戻ります。先ほどから出ているように、これ事業の中に、第4条の7番の中に「本市の主要な産業である水産業及び観光業の振興を目的とする事業」というふうにきちんと明示されておりますけれども、やっぱり鳥羽市は水産、そして観光のまちということですので、もう海女さんとか漁業の振興にどういうふうに海の博物館を活用していくのかということが大事だと思うんですけども、そこで、この職員の中へ、先ほど木下委員のほうからも言われましたけれども、海女さんを常勤とか非常勤で雇って、館内を案内したり、海女の体験談を聞かせたりして雇用の場をつくるというふうなことは、ちょっとこれまでの中ではそういう検討はされたのか、それをお伺いします。

○尾崎 幹委員長 課長、これまだ管理者制度になるか何になるかまだわかっていないやんか。その中の議論を今言われておるんやけど、答えられるのか。

(「私どもの思いで答えていいのか」の声あり)

○尾崎 幹委員長 そこなんさ。こういうことも出ておるんやで、この中も整合性のある答えを出してもらわなにかんようになるよ、今の話は。中身のことを言うておるんやでな、産業をどうしていくんかと。

○世古安秀委員 いや、海の博物館を今後どういうふうにして運営していくかという中でも重要な大事なことだと思うんですよ。海女さんと絡めたり、漁業と……

○尾崎 幹委員長 それを今から協議会でやっていくわけやろ。という話違うの。

○世古安秀委員 いえ、もちろんそうやけども、委員長、やっぱり教育委員会としてのスタンスがどういう方向にあるかということをやっぱり示してもらわんといかんと思うんですよ。

○尾崎 幹委員長 今、計画中やろ、その中身もこの中で。

○世古安秀委員 今までのいろんなことを協議してきた中で、そういうことの協議はなかったんかなと。

○尾崎 幹委員長 答え出せるか、今の質問に対して。こうしていくんやというものがあるんやったら答えて。生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 この第4条で置かさせてもらっている事業は、公立博物館としてこの施設で行っていく事業を書かさせてもらっております。世古委員のご質問という部分では、先ほども体験学習の部分でも言わせてもらっておりますけれども、これは市がこの海の博物館を公立の博物館として運営していく目線として、特徴を生かした活用を図っていくという部分で、海女文化の情報発信という部分はここの特徴につながるという部分がありますので、そこを活用した事業として、先ほどご提案の地元の方を利用した案内、特に海女さんを利用した案内とか、それは博物館としての魅力につながるものであるというふうには認識しておりますので、これはご提案という形で受けとめておきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○尾崎 幹委員長 あかね、この8番にアートという一つのソフト入っておるんさな。ここの中の文化芸術というのを振興の目的としておると、この8番に書いてある。それならば8番につけとかな、そこまで言い切るん

やったら。今から協議会立てて今後のことを考えていくんやろ。中身があるんやったら出さな。

(「よろしいですか」の声あり)

○尾崎 幹委員長 どうぞ。

○榎生涯学習課長 今のご質問は、ここの中の第4条の第7号の本市の主要な産業である水産業の振興という部分で、海女さんの所得向上という観点からのご提案だったというふうに思いましたので、そのような思いで回答させていただいたところでございます。

○尾崎 幹委員長 質問なんやで、余り変に答えると後々これが響くよ。あんたらこれやっとなるよ。批判出てるで、ようけ。出しておる人おるよ。

(「委員長、すみません、最後に」の声あり)

○尾崎 幹委員長 世古委員。

あのね、ちょっと待ってください。今質問されて、やっぱり答える内容に関しては責任持たないかんのやに。いいかげん、そう考えていますじゃなしに、取り入れたらいいですよという今意見でしたよね、海女さんを案内に使ってもらおうとか。それを考えておったら、ちゃんとそれをやっていかないかんのやに、あんたら。いやいや、協議会でやったとき違いましたよという話にはならんようにしてほしい。

(何事か発言するものあり)

○尾崎 幹委員長 ほんだら要らんこと言わんと、提案として受けておきますで終わってもらわな。こういう形でということはやっぱり言えへんやん、どうなるかわからへんのやで、それで終わらな。

はい、どうぞ、世古委員。

○世古安秀委員 やっぱり教育長もまだ1カ月しかたっていないんですけども、いろいろと情報を集めておるといふうなところなんですけれども、やっぱり海の博物館を活性化するため、鳥羽市の活性化のために、ちょっとどのようにこの博物館をしていったらいいかというふうなところは、何か教育長の思いとか、そういうふうなはどうですかね、ありますか。

○尾崎 幹委員長 教育長、答えられるの。

○小竹教育長 私の思いで答えてもよろしいですか。

○尾崎 幹委員長 あのね、質疑なんさ。そこの理解をまずしてもらわないかんことになると思うんさ。個人の意見を聞く場ではないんです。議案に対しての質疑ですので、それを教育長が答えられるか。

はい、教育長。

○小竹教育長 私の立場で答えさせていただきますので、責任持って教育委員会の意見として取り上げさせていただきますというふうに思っておりますので、重く考えております。

まず、海博の今後の活用についてなんですけれども、私自身、余り行ったことがなくて、実際3回目だったんです、先日行かせていただいたのが。久しぶりに市の施設として見せていただいたときには、威風堂々とした建物でございまして、これが市が取得したということについては、大変感動すら覚えたような状態でした。

ただ、先ほど申し上げましたように、市民が本当にそこへ行っているのかと、市の博物館として認知していただくためには、まず市民の方に行っていただく必要があるんじゃないかというふうに思います。これは利益

を生む、生まんにかかわらず、市民が私たちの博物館だと思っていただくのが一番大事なことだというふうに思っております。これはもう今後この活用については、市、先ほど申し上げましたように、市長部局とも十分に協議しながら進めていきたいというふうに思っておりますが、私の立場ではとりあえず市民の思い入れ、あそここの博物館が鳥羽市民のものであるということをまず強く思っただけのような施策をこれから打っていききたいというふうに思っておりますし、教育委員会のほうにそのように指示をさせていただきます。

以上でございます。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 わかりました。

教育長言われるように、第一はやっぱり市民に愛されるような、そういう博物館にしていきたいというふうに思いますので、今後さまざまな協議の中で、そういう方向でぜひ進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 中世古委員。

○中世古 泉委員 先ほどから皆様いろいろご意見を聞かせていただいておりますけれども、私も当初この800円というのがちょっとネックになるのかなというふうに思いましたんで、ほかの博物館にしたら料金がなくて、今からのこと、経営、運営ということに関しては、皆さん市としては簡単ではないな、厳しいなど。河村委員も言われるように運営としては厳しいなという意味で、私もこの辺が一番懸念されるところです。これから、今教育長も答えられたように、今からどうするかによって大分変わってくるかと思っておりますので、先ほども世古委員が言われたように、海女との連携といいますか、海女さんを活用するという意味ではうまくマッチするのではないかと思いますので、私はその方向で動くというか、連携できる部分を見詰めていただいて運営すれば、うまくマッチングするのかなというふうに思いましたんで、どう考えますか。

○尾崎 幹委員長 答えられるか。質問違うんやに、意見やに、今のは、自分の意見を今述べただけやで、質問でもありません。その意見に対して。

(「ご紹介だけさせてもらってよろしいですか、今の」の声あり)

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

○複生涯学習課長 海女文化の取り組みというのは、海の博物館では展示等とかそういう部分でしている施設でございます。それから調査研究とか、これまでもいろいろな実績が上がっているところでございます。鳥羽市としても、国の文化財に指定された鳥羽と志摩の海女漁の技術というのが文化財に指定された中で、その文化財を生かした事業を展開していきたいというふうに考えております。例えば、三重大のサテライトというような事業も、海女文化をテーマにしたようなものも三重大のほうにもお願いしたりとか、これはもうちょっと動きの中なんですけれども、そういうようなことも海博を意識した形の中で、三重大のほうに働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 中世古委員。

○中世古 泉委員 ありがとうございます。

○尾崎 幹委員長 三重大という言葉出していいのか。三重大はオーケー出ておるのか、出してもうてもええという。

○榎生涯学習課長 三重大が行っているサテライト事業へ、鳥羽市として海の博物館の施設をご紹介させていただいて……

○尾崎 幹委員長 海女さんのことにはやっとなよ。

○榎生涯学習課長 海女文化の拠点として問題解決を図るような拠点としていかがでしょうかというような働きかけをさせていただいているところで、これは紹介です。

○尾崎 幹委員長 お金のない入ってき方だけお願いしておいて。

はい、中世古委員。

○中世古 泉委員 今、課長言われるように、海女と連携して行って、この事業といえますか、この博物館をさらなる形で進めていただければ、この事業を進めていただければいいんじゃないかと私は思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 河村委員。

○河村 孝委員 世古委員と中世古委員のおっしゃっていることは、その第4条の事業の展開の部分で書いてもらっている、提案してもらっているところ、そしてまた事前に全員協議会で提案いただいた内容、全然賛成なんです。そういう活用を生かして、活用していかないかんのです。海女さんも一緒にどうやって巻き込んで拠点施設にして所得向上も目指していくか、漁業者の、全然目指さないかんのですよ。上手に活用せないかんのですよ。だから、この事業の展開において、私は何にも賛成していません、この第4条。

先ほど言うのとった運営協議会の設置、第19条、すぐにでもやるべきなんです。ちょっと質問の中で、鳥羽水族館出ていましたけれども、すぐにでも話聞きに行かないかんのです。ちなみに鳥羽水族館、株式会社で運営されています。そういうノウハウを持っておるはずなんです。社会教育施設としての進め方、事業の進め方、そういうふうなことは何にも賛成なんです。教育旅行を、全員協議会で提案いただいた教育旅行を積極的に誘致する、インバウンド関連の観光を積極的に誘致する事業の進め方としては、提案いただいておりますらばらしいものがあると私も思っているんです。

ただ、それは私立のところでもできますよという運営の仕方、登録上は公立にこだわる必要はないですよ、もっとスタートのハードルを下げるべきですよという主張を私はしているんであって、第4条の内容、第19条の運営協議会の設置やるべきだし、その事業展開するべきだし、委員がおっしゃられた海女さんを巻き込んでの事業の展開、教育委員会が所管する以上、そういう教育旅行も含めて事業を展開して盛り上げて、鳥羽市に皆さん来てもらって喜んでもらう、全然オーライじゃないですか。ただ、それは公立でなくても、これに書いてある99%が公立じゃなくてもできますよというふうに私は主張します。

以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。ないですか。

じゃ僕が最後に。交代します。

(委員長交代)

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 教育委員会も大変やと思います。前市長と前教育長が責任なしのもとで、実施計画にも載っていない、降って湧いたような話に全力投球してもらわないかんという、その中でちょっと質問させていただきます。

まず、教育長、これは運営ですか、経営ですか。

○河村 孝副委員長 教育長。

○小竹教育長 設置条例案にのっとって運営をいたしますが、ある面、側面では経営というところも力を入れていきたいという、そういう施設でございます。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 これ条例案ですよ。やっぱりしっかりとした中身が必要やと。もうちょっと議論をしてもらうことが僕は大事なと。その議論、今言われたように運営の部分もあって、経営の部分もあると。どちらをどうするかというのはやっぱりちゃんと把握せな、僕らはいかんわけですよ。思いだけじゃだめですよ、条例にするんですから。やっぱり法治国家やで、条例にするということは、それを守ってもらわないかん。都合のいいように、この場面は経営で、この場面は運営と言われても、僕ら困るわけやで。そこはやっぱり明確にしていきたい。それが最低限必要なことじゃないかなと。それはなぜかと言うと、今回の予算は2%以外は全部市民の借金と市民の税金が出ておるわけですよ、一般財源ですから。

(「委員長、ちょっと税金については予算委員会」の声あり)

○尾崎 幹委員 そやで、それはそれで言うんやけど、そういう流れの中で、やっぱり運営と経営の違いをはっきりさせてください、この中で。

次に、この条例の中に、建物の維持と管理の項目が一切入ってへんのやけど、これはなぜですか。誰が答えてくれるの。

○河村 孝副委員長 6ページの第20条の第2項の(2)維持管理に関する業務。

○尾崎 幹委員 建物やに。

○河村 孝副委員長 あ、違うわ。これはあれか。

○尾崎 幹委員 建物が入ってへんの。建物に関する。これどこが持つのか、建物に関しては。買うてしもうとるわけよ、開発基金で。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 公立の建物、市の建物としてこの建物・土地がございます。その維持修繕に関しては市のほうで対応するというので、条例の中ではなくて、市の公共施設としての維持管理という部分での必要なものをしていきたいというふうに考えております。

先ほどの第20条のところでは、指定管理としても若干の修繕等がありましたらというのを想定した記述を書かせてもらっているところでございます。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 そしたら、開発基金で買うたのを一般財源に戻して、どこがしっかりと管理するかというのを明確にせないかんやんか。本来この条例をつくる前の確かに必要なものが全部見えてきいひんのさな。やっぱり条例でしっかりと守っていききたいわけやろ、おたくら。都合のええ条例ではいかんわけやで、この条例が市

民に対してしっかりと理解できる条例にならな。そこら辺はちょっと不足しておるように思います。それに対して議論はされましたか。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○複生涯学習課長 設置に関する管理の条例の中で、その修繕とか計画的な補修、そこはここの中には入れては
ごさいませんが、他の生涯学習課所管の公共施設と同様の考え方で、ここの維持管理のほうを図ってい
きたいというふうに思っております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 その維持管理はそういう議論をされたわけでしょう、市のものとして。それにやっぱりランニ
ングコストとか、そういうこともやっぱり議論になりましたか。市のものにしたら、それで何もオーケーやと
いうことで議論しいひんだんか。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○複生涯学習課長 施設の状況を、引き渡しを受ける前に見させてもらったところ、いろいろな聞き取りもしな
がら、大規模構造物とか屋根とかそういう部分の状況も見させてもらっております。当面のところが必要とな
るような修繕は何かというような部分も見させてもらった中で、やはり外壁がここは定期的に塗っていくとい
うことで、黒いペンキですけども、そちらのほうの部分的に定期的にそれを更新していく、そういうような
費用が必要になってくるというふうに想定しています。また、バリアフリーとか今後の部分でいけば、階段と
かが多いので、バリアフリーの対応とか、あとカーペット等も、今後の状況においては更新することによって、
お客さんに快適に見てもらえるような状況になるのではないかとというふうなところが、今のところの考え方
です。これらのところを長期的に今後の状況を見ながら考えていきたいというふうには思っております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員の質問は、この提出議案のその条例の中に、維持管理のところが明確に書いてい
ないと。要するに将来に係るランニングコストの心配をしているから、本来ならそういったものは予算委員会
のところの金額の話を変えてせないかんのやけども、この中に、条例の中にそういったものが入ってないとい
うたときに……

○尾崎 幹委員 違います。俺の質問なんやに。何でおまえが勝手に答えておるんや。違います。

○河村 孝副委員長 条例はどこに、どこの何条ですか。

○尾崎 幹委員 足りんよってと言うておるんや。

○河村 孝副委員長 だから、それを説明しておるんじゃないですか、今それを。

○尾崎 幹委員 違うって。そしたらね、ああもういいです。

先ほども県との問題点について、答え、生涯学習課長しておったわな。県のやっぱり認可をもうとる部分と
か、その文化財。

(何事か発言するものあり)

○尾崎 幹委員 孝さんの質問やったと思うよ。県との整合性はもうちゃんとなっておるんかいな。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○複生涯学習課長 登録博物館を引き継ぐかという部分については、県のほうに手続的なものを確認しており
ます。条件さえ満たせば引き継げるように回答はいただいております。

- 河村 孝副委員長 尾崎委員。
- 尾崎 幹委員 その条件を出して、僕らではわからへんよって。
- 河村 孝副委員長 生涯学習課長。
- 榎生涯学習課長 基本的に館長を置く、学芸員を置く、それから開館日数150日などの諸条件がこれまでも資料に出させてもらっているのが条件となるというところでございます。
- 尾崎 幹委員 認可を、やっぱり許可を出す県があるわけですから、県の責任はそれを破った場合、どういうところにありますか。
- 河村 孝副委員長 生涯学習課長。
- 榎生涯学習課長 これは手続の話ですけども、博物館法の中で博物館法の種類を分けておる中で、登録博物館についてはこういう条件を満たしたものを県のほうに申請して、そこから認可を、許可をもらうというような形で認めてもらう、登録してもらうという形をとる。それで登録博物館として開館業務ができるというふうを考えております。
- 河村 孝副委員長 尾崎委員。
- 尾崎 幹委員 その今言われた県の館長を置くとか、それかもしか問題になったときに県の責任はあるんですか、そこに。県の条例違反になるの。そこら辺ちょっと教えて。
- 河村 孝副委員長 生涯学習課長。
- 榎生涯学習課長 登録博物館としての登録をするということで、この登録博物館に関して、その要件を満たしているかどうかという部分での監督責任はあるとは思いますが、それ以外に要件というのは、確実には調べられていないですけども、特に県が面倒を見ていただくとか、そういうふうな部分はないというふうにご認識しております。
- 河村 孝副委員長 尾崎委員。
- 尾崎 幹委員 ほんだら、これやっぱり文化庁関係ですやんか、文化庁。文化庁に対しての整合性はちゃんと保たれておるの。
- 河村 孝副委員長 生涯学習課長。
- 榎生涯学習課長 先ほど河村委員のほうからの質問でもありましたように、公立博物館としての博物館の補助というのがこの第24条のほうで博物館法のほうには書いてございます。ここでは、「国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。」という記述はございます。そこで国のほうの補助という部分が記載されている状況になっております。
- 尾崎 幹委員 それを当てにしていけるわけですか。
- 河村 孝副委員長 生涯学習課長。
- 榎生涯学習課長 必要な事業があったら、条件の整ったものであればエントリーもしていきたいと思っております。
- 河村 孝副委員長 尾崎委員。
- 尾崎 幹委員 それでは、第2条、これは誰がするんですか。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 第2条、設置の部分ですね。ここは設置するというのは市の条例でございますので、市で行うというふうに認識しているものでございます。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ここに書いてあるように、保管、展示ですよ。これは教育委員会ですという解釈でよろしいんですか。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 設置するという設置条例を所管しているのが教育委員会生涯学習課ということです。買い戻し予算の部分も、この取得するというのも生涯学習課の教育委員会のほうで上げております。施設としても教育委員会所管でお願いしたいというふうに考えております。ここで、展示のところは、これまでもご説明させていただいていますが、今まで博物館という運営をしてこなかった中で、直営というものをしておりますので、そういうところもこれまでの中で指定管理等を活用しながらというのをご提案させてもらっているところでございます。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 指定管理はその今言われた中のどの部分を考えていますか。教育委員会と指定管理でうまくやっていきたいわけでしょう。ここに具体的に書いてあるよってな。歴史、収集まで書いてあるよってな。教育委員会のできるのか、収集も。

○河村 孝副委員長 課長補佐。

○上村課長補佐 先ほど委員からのその収集もできるのかというふうなこともありますけれども、現在でもこの博物館以外の資料の収集というのは担当のほうで行っておりますので、まず教育委員会としての収集というのにはできるというふうにしております。また、指定管理の業務の中にも、そういった業務を記載させていただいておりますので、そういうふうな方向性でいくものと考えております。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 ちょっと補足させてもらってよろしいですか。

この設置条例の中で、指定管理者による管理というのが第20条のほうに記載させてもらっております。その中で、第20条の第2項のところに「前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次に掲げる業務とする。」という中で、各条文のほうに記載させてもらっています。先ほどの尾崎委員のご質問に対しては、その他教育委員会が必要と認める業務であれば、そちらのほうをお願いしていくことになると思います。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 31年までは海の博物館に指定管理業務を委託するわけですよ、そうですね。違いますか。31年までかな、30年から。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 この前の全員協議会の中でご説明させてもらった内容では、そのようにご説明させていただいております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 この間、その課長が説明した中で、実物の資料自体は6万点以上あると。そのうちの国の重文から含めて6,000以上あると。これを今後2年間かけて調べると言うたんですよね。そういう今からやるような団体に指定管理ができるんですか。今までやってこなかったから、ここは鳥羽市に振ってきたわけですよね。この団体がしっかりと海の博物館の資料を今から調べると言うたよね、徹底して。ちょっとおかしくな
いか。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 6万6,879点……

○尾崎 幹委員 6万点のうちの6,000やわな。

○榎生涯学習課長 そうですね、これまでのご説明させてもらっていたのは、漁労用具ほかの6万1,000点とか、それから記録資料11万7,000点、これすごく膨大な資料がございます。1点1点という部分ではなくて、カテゴリー別の中での市の引き受けでもあるんですけども、それにしても膨大な資料があるので、それと国の重要有形文化財になっておる部分なんかも、これも登録先のほうが変わりますので、所有者が変わりますので、ここはもう県にも申請をしながら、届け出を出しながらの手続も必要になるということで、ここをしっかりとまず引き継ぐということを見せてもらいたい。それから実物資料、それから記録資料についても、それぞれどこにあるかをちゃんと調査しながら、この収蔵物、集めた人がいる今の東海水産科学協会というところにはこれらに熟知した学芸員がいるので、取り扱いとかそういうものに熟知した学芸員がいるということの中で、引き継ぎながら指定管理としていきたい。これには時間がかかりますと。その間に公募型のというふうな形でのご説明をさせていただいたのが、この前の委員会のほうになります。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 公募型というても、指定はこの2年間はここへするわけですよね、予算、債務超過が入っておるわけやで。ここへ業務委託するんでしょう。しないのか。

○河村 孝副委員長 それは予算委員会をお願いして、予算を伴うことは予算委員会をお願いします。

○尾崎 幹委員 予算関係なしに、指定管理はどこかに渡すわけですか。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 教育委員会の考え方として、この前の全員協議会でご説明させてもらった内容で、指定管理という形で進めていきたいというふうに考えております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 昭和28年に、一般財団法人で東海水産科学協会というのができたんですよね。平成26年に公益に変わっておるわけですよ。一般から公益に変わるということは、個人から公に変わるというその中の中身というのは、かなりシビアなものに変わったんですよ。この公益法人をとることによって、この協会としては責任を果たさないかん。その責任を果たしていなかったんで、この6万点から6,000点というものに関して、そこはこれをつくるためには、そこを把握していなかったらいかんだんじゃないの、条例をつくるために。それはどういう議論をしたの、前市長と前教育長と。

ちょっと休憩しようや、昼からにしよう。

○河村 孝副委員長 昼食のため暫時休憩します。

(午後 0時05分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

委員長を交代します。

(委員長交代)

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 それでは、事業のほうの第4条、第4条の(1)、(2)、(3)、(4)、これについては教育委員会が独自の責任を持って行うわけですか。

○河村 孝副委員長 上村課長補佐。

○上村課長補佐 まず、こちらについては、まず博物館の主業務ということで位置づけをしておりますが、この条例では指定管理できるという条例となっております、教育委員会と言うなれば歩調を合わせて指定管理者の業務に乗っかかっているという考え方としていきたいと考えております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 この1番の保存や管理に関してはそれやと思うんです。この2番に関しては、調査研究、情報発信というのは、先ほど誰かが言われたんやけど、教育長やったかな、やっぱり教育委員会だけじゃなしに、各課全部で物事を行いたいという意見があったんやけど、僕はそれやと思うんさな。ほやもんで、この2番に関しては、やっぱり今後の役割をちゃんと分担するとか、その裏づけはちゃんととられておるのかということら辺についてちょっとお聞きしたいんやわ。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○複生涯学習課長 設置条例の中で、博物館のこの施設で行う事業というものをここで定めさせてもらっております。市がやる場合もありますし、尾崎委員のおっしゃるように、他の団体なり、それこそ指定管理でやる場合は指定管理先が行う場合も、これらの事業が行えるという形で設定をさせていただいております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 情報発信に関しては、またソフトの中のイベントに関してはそれで僕はええと思うんやけど、調査研究になってくると、やっぱり専門職。この専門職という、これだけの数をやっぱりまた新たなものを入れてきて、それを調査研究の材料にしてその結果をやっぱり出していこうと思うと、専門員がどれぐらい要るんですか。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○複生涯学習課長 これらの博物館の収集、保管、管理、それから調査研究、これらの部分というのは、これまで学芸員が行っていた分野でございます。やはりそれに收藏品とか、それらのものに熟知した方が必要になってくるといふふうに考えております。学芸員資格でそれぞれの専門分野が学芸員にも分かれます。この中で今現行の東海水産科学協会が擁している学芸員というのは、これらを収集してきて、それらの来歴調査して研究とかをしている、発表しているというような学芸員であるといふふうに認識しております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ただ、そこは業務委託が決まってからの話やと思うよって、その業務委託をする団体に対しては、そういう学芸員が何人必要と考えていますか。そこら辺まではやっぱり裏づけがなければ調査研究と書けへんやん。

○河村 孝副委員長 課長補佐。

○上村課長補佐 現状で学芸員3人ということで伺っておりますので、その方向で考えております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 次に3番ですけれども、資料の展示、これもやっぱり大事なものと、一般の漁具が6万点あるうちの、国の重要に関してはこれ誰でもさわれるものじゃないという考えを持つんですけれども、そこら辺はどうなんですか。国の重要になってくると、限られたというか、僕、教育委員会やったら誰でもさわれるんやというものなんですか。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 重要な文化財もいろいろなものがございます。漁労用具とかが多いのかなというふうに思っておりますけれども、扱いに関してはやっぱり専門的な知識があって、取り扱いに熟知した人でないとさわれないというふうに考えております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 さわれへんよな、重文になってくると。

それはしっかりとやっぱり対処できる方を備えつけやないかんと。それについてはやっぱりまた人件費なり、いろいろなものに、高等なものになっていくんじゃないかなと懸念していますので、そこら辺は今までどおりにできる範囲の中でやっていただきたいと思います。

4番について、生涯学習の対応、講演、講座、これなんかはもう本当に情報発信の一つやと思いますので、鳥羽市にやっぱり海の博物館、生涯学習についてこういう重文なんかの説明できる方は鳥羽にはおられるんですか、その漁具に関して。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 説明という仕方も、資料を勉強して説明するやり方と、ちゃんと自分で集めてきたもので、民俗文化財ですので、その背景とかそういうものまで、生活の中でどのように使われていたとか、漁業の中でどのように使われていたとか、そこまでの深く入っていくとなると、よりやっぱり専門的に携わった方が説明するのが、より収蔵品等の魅力を伝えることができるのかなというふうに考えております。

ここでの生涯学習に対応した講演会、講座等というのがあるんですけども、これまでの体験学習とか、そういうのも今まで海の博物館ではやってきているんですけども、生涯学習課もさまざまな生涯学習講座とかもしておりますので、そういうのもこういうところと、こういう場所ができましたので、こういう場所で講座も開設していけたらなというふうに考えての事業という位置づけをさせていただいております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ただ、この講演にしろ、講座にしろ、今までやってきたという話なんですけれども、それが評価されておったらやっぱり入館者がふえておったと思うし、評価も高かったと思うんですよ、海の博物館の。それが聞こえてこないということは、やっぱりそれなりに人を変え、品を変えやっついていかないかん事業やと思

うよって、よっぽど高度な知識のある方を採用するか、そのときの講師として呼んでいただかないかと言うけれども、ある方ら、今までやっておる方々に頼むのではなし、新たなやっばり取り組みにしっかりと関係してやっていただきたいと思います。

5番ですけども、博物館の連携というのは、今まではやっていなかったんですか、この東海水産科学協会というのは。

○河村 孝副委員長 課長補佐。

○上村課長補佐 現在も特別展やっておりますが、やはり資料のお互いの貸し借りなどと、そういった連携というのはとっておりますというふうに聞いておりますので、今も特別展やっておりますが、よそからも借り出しを受けて行っておると。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 この博物館でその貸し出しとかされておる中で、やっぱり今回私らが、鳥羽市がやるような、市の管理のもとでやっておるといのがもうほとんどやと思うんやけど、そういう中でやっぱり勉強会とか一遍でも教育委員会はしましたか、連携についての。これからの話やったら話でいいですから。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 今後も、この設置条例の中で収蔵品の館外貸し出しというような規定もうたっております。ここで位置づけた中で他の博物館との貸し出し、貸し借りをして、よりそのテーマ的な企画展とかそういうものに、これまでやってきたようなものもやれるようにしていきたいというふうに思っております。

話し合いという部分では、これを引き継いだ形で、市となってもこういう貸し借りの中で企画展とかできていくようにしていきたいというふうに考えております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 今までは博物館を必要としておったものは鳥羽にはようけあって、一番にはやっぱり恐竜の化石というものがある中で、今まで見てきた中でやっぱり福井の恐竜博物館なんかは、発掘させて自分らでとるとか使わすとか、やっぱりそういう段階に入っていないかんのじゃないかと思っていますので、より一層先進事例を見ていただいて、その中でも鳥羽の特色をやるような流れをやっぱり連携してもらわな困りますから、それをしっかりしてください。

次に、第8条、別紙で表の第3、その備考の3の小学校就学前の子供たちの入館料を無料とすると、6歳までは無料やと。これは本来もう鳥羽市民はただでも全然いいんじゃ。この基準は何で6歳。この6歳いうのは、鳥羽市内以外でもただということですよ。鳥羽の市民もただですよ、6歳、ということですよ。そやけど、先ほど言うておったのは、学校の行事とか、そういうふうに関してはただにすると。それならやっぱり小中学校までは、義務教育の中は市の管理であるわけですから、ここら辺こそやっぱり海の博物館は今後市民の共有財産になるわけやで、一人でも多くの方に、やっぱり海の博物館は大事なんやと、これは市民が守っていないかんのやという意識をつけさせるためにも、ただで遊べる場所にするほうも、遊べると言ったら問題があるかわらんけれども、そこら辺については、小中学校まではもう鳥羽はただと、市民はという考えは議論出ませんでしたか、これを制定するときに議論する中で。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 生涯学習課の中で入館料、それから減免の対象、そういうところを議論した中で、今現行の体制、今の料金体系とかそういうものを一旦は引き継いだ中で、料金についても、それからこの減免の対象の中についても今後検討していきたいというふうに考えて、一旦はこれを引き継いでいるということの形でこの規定のところを設けさせてもらっております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 はい、わかった。そやけど、これは今までの現行をそのまま出しておるわけですね。

○河村 孝副委員長 上村課長補佐。

○上村課長補佐 料金のところにつきましては、団体など少しさわっております。

○尾崎 幹委員 団体、この20から100というやつ、100以上というやつ。

○上村課長補佐 考え方的には料金さわっていないんですが、学生の部分、今までこれ小中学生などということになっておりましたが、今回学生ということで、これらの学校に属している者ということで、そのあたりを拡大しております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 この2番の学生というのは、これは団体の入館料に対してどれぐらいのどうだというのはどこにあるんですか。次か、次のページ、違うわね。

(何事か発言するものあり)

○尾崎 幹委員 ああ、そうか、そうか。はい、わかりました。はい、はい、ごめんなさい。

ただ、戸上さんの質疑であったように、やっぱり運営するわけですから、全国的に見てもこの値段は余りにも高過ぎることになっていくと思いますので、市民に対してなるべく、やっぱり市民の共有財産になって守っていかないかんと意識があるならば、市民により一層、海の博物館を見ていただいて、やっぱり子供たちはなれ親しんでもうて守ってってもらわないかん。先ほど世古さんが言われたように後世に残していかないかん。そういうやっぱり意見が出ておる中で、子供たちがお金払わな行けへんと、そしてまた小中学生やったら何か乗せていかないかんとか、地域の人らはそれはできるかわからんですよ。そういうことまでもうちょっと考えた条例案にせな、市民のための条例案になっていないんじゃないかなという思いがしますので、そこら辺ももう一度検討するべきやと、僕はそう思っていますので、改善はまだまだ考えておるわけですか。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 教育長が市民に利用してもらう、市民に来てもらう、そういうところを目線というものを大事にしていきたいと回答させてもらっております。その中で、市民の方が利用できるような形での対策というか対応を考えさせていただきたいと思います。特にここでは減免規定とかを設けさせてもらっている中で、学校の中での、学校教育活動の中での見学に対しては、小中学生無料とは、そこは明記しておりますけれども、それ以外にも何らかの形で特別な対応が必要な場合には考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱり小中学校でも、学生でも、学芸員になるぐらいの地域の子が生まれるような勉強をさせるということをやっぱり第一に考えてもらえれば、それなりの市民の共有財産になるならば、しっかりとそ

こはやっぱり明言するなり記入して、子供たちがより一層ここで学べるような仕組みをつくってもらわな、何のために市民の税金を使うかわかりませんので、そこら辺だけよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。交代します。

(委員長交代)

○尾崎 幹委員長 他にございせんか。

木下委員。

○木下順一委員 ちょっと1点だけ確認させていただきたいんですけども、冒頭、河村副委員長のほうから私有地化したほうが、私立のほうがハードルも低くて、もうけるようなこともできるというような、私立化のほうがあええという意見が出ていたと思うんですけども、今回これ公立化で出されていますんで、その河村副委員長が言ったよりも、公立化したほうがこんないいことがあるよというようなことを、先ほど第24条へ飛んでしもうて、補助金のことだけ言われたように思っていますんやけれども、公立化のほうがこのふうのいいよというようなことがあれば、もう一度答弁お願ひしたいと思ひます。

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 博物館法の中で、第3章で公立博物館を規定しております。それと、第4章のほうで私立の博物館を規定しております。その中で大きな違いという部分は、公立博物館の中では、博物館の補助という条文が第24条のほうに規定されておまして、「国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。」というような条文が公立博物館のほうには書かれているという、ここの国の支援が受けられるという部分が、私立の部分と違うということで認識しております。

○尾崎 幹委員長 木下委員。

○木下順一委員 その第24条の違いだけで、それ以外に公立にすることによって、だから公立にするんですよというところの意見はないんですか。

○尾崎 幹委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 そちら、今一面の制度の中での公立博物館のメリットの部分を言わせてもらいましたけれども、市がこの設置条例をもって主体的に市の財産として、これまでの重要文化財とか、それから建物もすぐれた建物であるという認識を持っておりますので、それらを市が取得して主体的にそこを活用していく、社会教育活動としても活動していくし、水産業、観光業の振興の場所としても活用していくというところで、主体性を持った活用ができるというメリットがあるというふうには認識しております。

○尾崎 幹委員長 木下委員。

○木下順一委員 今言われたように、市が運営していくことによってそういう主体性が持てるということで、公立でやったほうがいいですよというような意見でよろしいですね。はい、わかりました。

○尾崎 幹委員長 他にございせんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、続いて採決に入る前に、議案第13号について委員の皆さんで討議したい内容はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号、鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立多数)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第13号については原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いします。

これをもって、文教産業常任委員会を散会します。

(午後 1時20分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成29年8月2日

文教産業常任委員長 尾 崎 幹